

四日市市告示第59号

四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第2条に規定する市長が別に定める機関を第1に、四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）別表第7に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法を第2に、同条例別表第7に規定する法第54条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第3に定める。

なお、都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定（令和2年四日市市告示第112号は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和3年 3月 1日

四日市市長 森 智広

第1 法第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
- 3 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下単に「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「評価機関」という。）

第2 法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸の

部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面

- (1) 登録住宅性能評価機関が、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）
- (3) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

2 1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については、(3)及び(4)とする。

- (1) 登録住宅性能評価機関が、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (4) 評価機関が交付するBELSに基づく評価（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

第3 簡易な評価方法は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第1の1の1-2及び2の2-1ただし書の規定に基づき、建物用途ごとに建物形状、室用途構成等を仮定したモデル建物に対して、認定対象建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデル建物について計算する方法とする。

附則

この告示は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（都市整備部建築指導課）